

令和2年12月7日付で提出されました「2020年賃金労働条件確定要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使交渉について 地方公務員法及び地方自治法の改正による任用方法等の変更が生じた際や、勤務労働条件の変更が生じる際は、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意のうえで実施すること。</p>	<p>1. 勤務労働条件に係わる変更に関しては、地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p>
<p>2. 任用について 現在、勤務している会計年度任用職員が引き続き勤務を希望した際は、その職員の雇用を確保すること。</p>	<p>2. 会計年度任用職員の職については年度ごとに新たな職として設定し、地方公務員法で定める平等取扱いや成績主義の原則を踏まえ、都度選考し採用していく。</p>
<p>3. 賃金について (1) 会計年度任用職員の賃金については、改正地方公務員法の趣旨に即した待遇改善が図れるよう最低でも年収換算で昇給を踏まえた現給保障を確約すること。  (2) 国の会計年度任用職員には勤勉手当が支給されていることから市川市においても支給すること。</p>	<p>3. (1) 会計年度任用職員の給与・報酬水準については、国の技術的助言を踏まえ、正規職員の給料表を基本としている。 ただし、基準外単価が設定されている職については、職の特殊性、近隣団体や民間の状況等を総合的に考慮して決定していく。 (2) 地方自治法の規定により、パートタイム会計年度任用職員については、期末手当のみを支給することとなっている。 なお、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当については、国の技術的助言や近隣市の状況等を踏まえ、今後の検討課題とする。</p>
<p>4. 人員について 保育現場においては、人員が不足していることから適切な人員配置数を精査し、業務に支障がでないよう配置すること。</p>	<p>4. 職員の配置基準(児童数及び食数)を踏まえ、業務に支障が生じないよう今後も適切な人員配置に努めていく。</p>
<p>5. 新型コロナウイルスに関して 新型コロナウイルス感染拡大予防策に関しては、全職員に周知・徹底させるとともに、会計年度任用職員の更なる感染予防対策を徹底すること。</p>	<p>5. 感染予防対策については、全職員に「マスクの着用、手洗い、換気」の徹底に加え、飲食時に話をしないこと、飲食が終わったらすぐにマスクを着用することを注意喚起し、周知徹底を図っている。 また、体調不良者は躊躇なく休むことを促している。</p>